

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成24年6月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

平成24年6月5日

東京都監査委員	石	毛	しげる
同	林	田	武
同	友	渕	宗治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸子

目 次

第1 報告の内容

1 平成21年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営 について	
建設局	2

第1 報告の内容

平成21年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
監理団体の受託業務等及び当該業務 に関連する建設局の事業の管理運営 について	建設局	44	43	1	0
合 計		44	43	1	0

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1 (41)	東京都駐車場の指定管理者の募集方法について	<p>東京都駐車場の指定管理者は三つのグループに分けて公募されているが、特に施設規模の大きな八重洲外4駐車場については最も短い期間設定となっている上、他の単独駐車場と異なり地下道路の管理補完業務の委託に係る事業計画書の提出も求められていることを考えると、「指定管理者制度に関する東京都指針」で述べられている「できるだけ数多くの事業者からの創意工夫を引き出す」という趣旨を満足するための十分な期間が確保されているとは言い難い。</p> <p>次回の指定管理者の公募の際には、できるだけ数多くの事業者の参入を促すため、適切な応募期間を設定されたい。</p>	<p>平成23年度からの指定管理者の募集では、指定管理者の募集開始から事業計画書提出までの期間を60日以上確保した。</p> <p>平成22年5月25日に募集を開始し、平成22年7月28日に応募を締切り、募集期間を延65日確保した。</p> <p>現地説明は平成22年6月3日及び4日に行った。</p>	改善済
意見	2 (43)	指定管理者等選定委員会の構成について	<p>建設局と公社の間には、都職員の派遣、都職員OBの嘱託雇用など多数の人的関係や特命随意契約による支出の関係があり、選定の透明性及び公平性の観点から、選定委員会の委員の半数を建設局の職員で占める状況は望ましくないと考える。</p> <p>選定委員会の委員の過半数を外部委員とするなど、「東京都駐車場指定管理者等選定委員会設置要綱」に規定する選定委員会の構成を見直し、選定の透明性・公平性の向上を図られたい。</p>	<p>平成22年4月21日付で要綱を改正し、選定委員5名のうち外部委員は3名とし、委員長は外部委員とした。</p> <p>平成22年5月18日に新要綱に基づく選定委員会を開催した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3 (47)	指定管理者の選定基準(評価項目)について	<p>東京都地下駐車場の指定管理者の選定基準について、指定管理者制度導入のそもそもの目的が「住民サービスの向上」と「経費の節減」の2本柱であることを考えると、広い意味での「住民サービスの向上」に該当する「効用を最大限に発揮。効率的・安全な管理運営(35点)」、「利用者サービス向上(10点)」及び「指導・教育体制の整備(5点)」の計50点の配点に対し、「経費の節減」に該当する「収益性(25点)」の配点は相対的に低くなっていると考えられる。一方で、「平等・公平な利用の確保(5点)」及び「安定的な経営基盤の保持(20点)」については、指定管理者として選定される者は当然備えておくべき前提となる項目であるため、ある一定水準を確保していれば評点にはあまり差がでないような採点基準とするなどの改善の余地があると考えられる。</p> <p>指定管理者制度導入の大きな目的の一つである経費の節減効果がより評価結果に反映されるように、選定基準の配点の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成23年度からの指定管理者の募集では、募集要項上の選定基準で「収益性」の配点を100点満点中35点とした。</p> <p>また、「安定的な経営基盤」については、応募資格を満たしているかどうかの審査を行い、要件を欠くものは書類審査を行わないこととした。</p>	改善済
意見	4 (47)	指定管理者の選定基準(配点基準)について	<p>地下駐車場の指定管理者の選定が主たる目的であることと、契約金額の比率で考えると、地下駐車場の100点に対し、地下道路の50点は配点が過大であるため、契約金額の比率等に基づく重みづけなど、地下駐車場と地下道路の配点基準の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成22年5月25日に公表した指定管理者の募集要項では、八重洲等5駐車場の選定基準の配点を見直し、100点満点中、駐車場業務90点、地下道路の施設管理業務10点とした。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	5 (48)	指定管理者の選定委員会の議事録について	東京都駐車場の指定管理者等の選定過程において、選定委員会による二次審査の議事録が作成されていないことが判明した。 指定管理者の選定過程において、事務処理の透明性・公平性の確保及び適切な説明責任を果たすため、選定委員会の議事録を作成されたい。	平成22年5月18日以降、選定委員会を開催するごとに、議事録を作成した。	改善済
意見	6 (55)	指定管理者として選定後の年度協定締結の適正化について	年度協定が事業計画に基づき適切に締結されているか、例えば総務局などの建設局以外の部局の確認を経た上で年度協定を締結するなど、協定の締結手続におけるチェック機能を強化するとともに、年度協定締結段階で事業計画と異なる収支計画を提示する際には、収支計画算定の根拠を記録として残すなど、年度協定締結に係る内部統制手続を適切に整備・運用されたい。	平成22年度の協定締結から、事業計画と当該年度の収支計画との相違が生じた場合は変更理由を明記するとともに、新たに総務局協議の手続を行った。	改善済
指摘	1 (57)	年度協定の不適切な修正について	複数関係者のチェックを経ているにも関わらず、平成18年度の年度協定締結協議における原議に添付された年度協定の案において、各月の納入金額と合計金額が一致しない状況のまま、年度協定の案が承認されている。 建設局は協定締結手続における協定内容変更に係る統制手続を見直し、適切な運用の実施及び運用状況のチェックを徹底すべきである。	平成22年度の協定締結から、担当者に加え、係長など他の職員によるチェックを徹底した。	改善済

平成21年度包括外部監査 監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について

建設局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7 (59)	業務の履行状況の確認について	履行状況の確認結果の記録方法に一部不適切な点がみられるため、記載方法の統一やフォーマットの改定など、適切な履行確認の記録方法を検討されたい。	「履行確認報告書」のうち、階段等の清掃については、隔日に実施との記載欄となっていたが、実際の作業は毎日実施していたため、平成21年12月分から「履行確認報告書」の周期欄を実際の作業に即して隔日から毎日に改定した。 都の職員が作成する「チェックリスト」については、平成22年2月に実施目的、実施日時、実施場所、検査実施者、検査対象者、実施方法を加えたフォーマットに改定し、平成22年4月の実施検査時から使用している。	改善済
意見	8 (62)	契約締結手続の透明性について	地下駐車場の指定管理者選定時に財団法人東京都道路整備保全公社より提出された事業計画と実際に締結された地下道路施設管理業務委託契約の契約金額が大幅に乖離している状況であるが、平成18年度から平成20年度の3年間の地下道路施設管理業務委託契約の起工起案書には、事業計画書で示された内容を大幅に変更する理由等についての記述は一切なされていない。 地下道路の管理補完業務は、地下駐車場と地下道路の総合評価により指定管理者として選定された者が受託することから、指定管理者選定時に提出された事業計画と多額の差がある金額で契約を締結する場合は、事業計画の変更として起工起案書に変更理由を明記するなど契約締結手続の透明性向上を図られたい。	委託対象施設の規模などに変更を生じた場合は、起工起案書に変更理由や内容を明記することとし、「平成22年度地下道路施設管理業務委託」契約から、事業計画策定時との変更内容を記載した設計概要を盛り込んでいる。	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2 (72)	委託業務の履行状況の確認について	委託業務の履行状況の確認は、例えば請求内容と点検記録の突き合わせを行うなど厳正にチェックし、チェックした記録を残すべきである。また、適切に履行されていない場合は、「建設局監督基準・同解説」に定める指示書に準じて指示し、措置状況等の確認を徹底されたい。	平成22年度契約の仕様書において設備概要や点検内容を明確にするとともに、平成22年4月から運用フローを活用し、点検項目や点検内容のチェック記録表を用いて履行状況の確認を行い、チェックした記録を残している。 また、運用フローの中で、適切に履行されていない場合は「建設局監督基準・同解説」に定める指示書に準じて指示し、措置状況等を確認することなどを盛り込んだ。	改善済
意見	9 (72)	起工金額の積算誤りについて	過年度から継続した契約において、点検頻度や単価設定を大幅に変更する場合は、起工起案書に前年度からの変更理由を明記するとともに単価の計算根拠を添付するなど、委託料の算出過程の透明性の向上を図られたい。	基準の変更に伴い、点検頻度や単価に大幅な変更が生じた場合は、起工起案書に変更内容一覧書の添付や単価の積算根拠を明記することとし、平成22年度契約から、前年度起工額との変更内容を記載した設計概要を盛り込んでいる。 また、単価の積算根拠を作成し、照査を行っている。	改善済
意見	10 (73)	日常巡視・定期点検報告書への記録写真の添付について	地下道路施設管理業務の実施報告の中で、点検が実際に実施された証拠として詳細な内容の作業写真が添付されている。 点検記録として作業写真の添付を求める保守点検内容を精査し、必要性の高い作業写真のみ報告書への添付を求めるなど、点検作業の効率化を図られたい。	点検作業の効率化の観点から、点検内容や必要性を精査し、軽微な作業については必要最低限の撮影頻度や撮影枚数とすることとした。 平成22年4月から作業写真に関して最低限度の撮影頻度や撮影枚数を「業務計画書」に明記させ、それに基づく作業写真を提出させている。	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	11 (74)	既済部分出来高種別内訳書における出来高の記載方法について	<p>毎月末に財団法人東京都道路整備保全公社から第一建設事務所に提出される委託完了届に添付されている「既済部分出来高種別内訳書」には、当月分の出来高割合を記入する欄はあるが、累計での出来高割合を記入する欄が設けられていない。</p> <p>累計での出来高割合は、委託業務の進捗状況を把握する重要な数値となるため、履行状況の確認を確実に行うという観点から、出来高割合については、累計での割合についても把握できるようなフォーマットに改定されたい。</p>	<p>地下道路施設管理業務委託など毎月の出来高に変動がある委託については、履行状況の確認を確実に行うといった観点から、平成22年4月より「既済部分出来高種別内訳書」に出来高割合の累計欄を設けた新たなフォーマットを使用している。</p>	改善済
意見	12 (78)	精算方式による契約及び予算の妥当性について	<p>建設局としては委託費の算出プロセスを見直し、委託費の見積もりの精度を上げることで委託費の節減を図るとともに、支払い方法については精算方式を改めるなど委託費の節減に最も適した支払い方法の適用を検討されたい。また、現在は「東京都板橋四ツ又駐車場における徴収事務等の委託に関する協定」により特命で公社に委託されているが、建設局において将来的には指定管理者制度への移行が検討されていることを見据えて、更なる委託費節減の努力を図られたい。</p>	<p>平成22年度協定については、過去3年間の決算額をベースに、平成22年度の補修工事の上積みプラスして見積もった委託料(当初概算額)で締結した。 (委託料の見積り精度の向上)</p> <p>平成21年度 協定額60,581,850円 精算額49,385,935円 精算額/協定額 = 81.5%</p> <p>平成22年度 協定額54,778,500円 精算額49,899,066円 精算額/協定額 = 91.1%</p> <p>平成23年度からは指定管理者制度を導入し、応募7者の中から1者を選定した。</p>	改善済
意見	13 (80)	業務の引き継ぎについて	<p>団塊の世代の大量退職を控え、財団法人東京都道路整備保全公社のみならず、都全体でベテラン職員の退職に伴うノウハウの喪失が大きな問題となることが予想されるため、ベテラン職員の退職に備え、適切な引き継ぎが行われるように、マニュアルの整備と引き継ぎルールの整備とを日常業務の中で図られたい。</p>	<p>平成22年3月に、設備機器の操作や日常のマニュアル及び引継時のルールを作成し、同年4月から活用している。</p>	改善済

平成21年度包括外部監査 監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について

建設局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	14 (81)	日報の記載内容について	<p>下請け業者による作業は、都からの委託業務の一部であり、下請け業者の管理責任は元請けである財団法人東京都道路整備保全公社にあることから、下請け業者による作業の実施状況は、例えば日報のような形で記録すべき事項である。</p> <p>また、駐車場内での事故やクレームについては、安全管理や顧客満足度に関わる重要情報であるため、発生状況や対応状況についても日報等に適時に記録すべきである。</p>	<p>平成21年12月1日から、下請業者の作業確認欄及び事故・苦情要望欄を設けた日報を作成し、使用している。</p>	改善済
意見	15 (83)	漏水への対応について	<p>「東京都板橋四ツ又駐車場徴収事務等委託仕様書」によると、業務内容として「漏水箇所調査及び対応」が含まれているが、具体的には「漏水箇所の確認、車室の閉鎖及び開放」のみ委託業務の範囲とされているため、公社としては、漏水箇所の報告を都に行い、車室の閉鎖を行うこと以上の対応は、仕様上は取れない内容となっている。</p> <p>漏水の簡易補修は公社で実施している実態に合わせて仕様書の内容を見直すとともに、迅速な漏水対応を実施し、駐車場の稼働率の向上を図られたい。</p>	<p>仕様書の文言を改め、漏水に対する簡易補修を公社の業務として位置づけた。</p> <p>公社と協議の上、平成22年2月26日に仕様書の文言を「(8)漏水箇所調査及び対応 漏水箇所の確認、車室の閉鎖及び開放」から、「(8)漏水が確認された場合の対応業務 漏水が確認された場合、適宜、車室の閉鎖を実施するとともに、受託者は都と協議の上、必要に応じて漏水に対する簡易補修を実施すること」に改めた。</p>	改善済
意見	16 (88)	無電柱化事業における公社の事務費について	<p>無電柱化事業に占める事務費の割合は、変更後協定額でみた場合約23%となっており、建設局は、他の契約と比較して当該事務費が適正な水準にあるかどうか、検証したうえで、経費削減の観点からも、常に適切に公社を指導監督すべきである。</p> <p>委託費の算定において重要な影響を及ぼす公社の賃借料に関しては、次回の賃借料更新の時期において、その時点の近隣の不動産市況を勘案しながらも、重要な検討課題とすべきと考える。</p>	<p>平成22年4月に賃借料単価の引下げを実施し、同年5月から本社フロアの1箇所への集約を完了することにより、賃借料を20%削減した。</p> <p>さらに次回契約更新時期(平成24年7月)までに本社を移転する計画を前倒しして、平成23年5月に本社を移転し、平成21年度対比で約48%削減した。(本社移転後住所：東京都新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル20階)</p> <p>本社賃借料の推移は以下のとおりである。</p> <p>平成21年度 204百万円 平成22年度 163百万円・△41百万円(△20%)<21年度比> 平成23年度 106百万円・△98百万円(△48%)<21年度比></p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	17 (93)	無電柱化事業における契約前の電力・通信事業者等との事前交渉について	<p>事業の性質上、契約後の変更は常に想定されるものの、契約後の増額変更は、契約の透明性の観点から問題があるのみならず、工期の遅れや事業費の増大などを招くもので、やむを得ないものを除き、できる限り避けるべきものであるが、事前に調整しておけば回避できたと思われるものの中には見受けられた。</p> <p>今後、公社は、地元や電力・通信事業者等との事前調整をできる限り図ることにより、契約金額や工期に大幅な変更が生じないようにさらに留意するべきと考える。</p>	<p>無電柱化事業の調査・設計委託については、事業の性格上、契約後の変更が常に生じうるが、試掘調査のようにやむを得ないものを除き、変更が生じないよう発注前の事前調整に努める必要がある。</p> <p>このため、公社は、平成22年1月6日付の社内文書「調査・設計に当たっての留意事項について」により、調査・設計委託の発注前における事前調整に十分に留意するよう周知を行った。</p>	改善済
意見	18 (97)	高架下駐車場の運営について	<p>都は、占用許可基準を改定したことを踏まえ、高架下占用による駐車場運営について、民間事業者の参入を促すための工夫を検討されたい。</p> <p>高架下駐車場の運営により利益が生じていることを前提とすれば、全ての高架下駐車場の占用料を2分の1減免する必要もないと考える。よって、2分の1減免については、制度制定から相当の期間経過していることも踏まえて、見直しを検討すべきである。</p>	<p>1 民間事業者の参入を促すための方策</p> <p>(1) 高架道路下の占用許可の取扱いを平成22年4月1日に改正した。</p> <p>(2) 平成22年4月28日から、建設局ホームページに「都道高架下における駐車場に関する占用許可」の情報を掲載した。</p> <p>(3) 12場を対象に、民間事業者も参入可能な占用手続きのモデル実施に取組み、平成22年9月3日に公募し、審査・抽選を経て、同年11月1日に次期占用予定者を決定し、平成23年4月1日から占用を開始した。</p> <p>今後、手続及び管理状況等を検証し、対象の拡大を図っていく。</p> <p>2 高架下の駐車場における減免率を平成22年4月1日から、1/2を1/3に引き下げた。</p> <p>これに伴い、113,262千円の収入増となった。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	19 (100)	将来の用途が明確でない特定資産について	<p>財団法人東京都道路整備保全公社の財政調整基金積立金、収益還元公益事業積立金、道路事業還元積立金、先駆的駐車場づくり積立金等の特定資産約30億円について、それぞれの使用目的は定められているものの、今後の公益認定次第の部分もあり、必ずしもすべてについて将来の具体的な用途が定められておらず、駐車場の運営等で得た利益を積み立てている状態となっている。</p> <p>公社の特定資産のうち、将来、公益事業に使用する予定の部分については、都と協議の上、道路及び駐車対策に関する公益事業に使用する計画を明確に立て、適切に使用するようにされたい。</p>	<p>積立金30億円は、5年間（平成21年度から平成25年度）で、都の道路事業への寄附、電気自動車（EV）の急速充電施設の拡充、自動二輪車駐車場の整備促進や自社駐車場の大規模改修など道路及び駐車対策に関する公益事業に活用することを方針とし、この方針に基づく活用計画を、東京都と協議して、平成22年6月に最終確認のうえ、策定した。</p> <p>活用計画に基づき、平成21年度274百万円、平成22年度は、都の道路事業に10億円を寄附するとともに残りの250百万円は総合的な駐車場情報の提供サイトの運営（s-park）など都民還元の公益事業及び自社駐車場の改善・整備として執行した。</p> <p>なお、今後とも事業の実施に際しては、公社の経営状況や社会情勢を勘案し、効果的、効率的に執行していく。</p>	改善済
指摘	3 (101)	退職給付積立金について	<p>退職給付積立金は271百万円だけ、引当金に対して過大となっている。退職給付積立金について特定資産として適当な額を計上されたい。</p>	<p>平成21年度の公社の最終補正予算において、退職給付積立金と退職給付引当金の差額分を、退職給付積立金から取崩し、積立金を引当金として適当な額に補正した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4 (102)	公社における税務上の利益積立金の計上について	<p>財団法人東京都道路整備保全公社における平成20年度の法人税税務申告書の別表5(一)利益積立金の計算に関する明細書において、税務上の利益積立金として処理しているものが、46,626千円ある。</p> <p>これは、平成11年度以前の駐車場内の自動販売機の販売手数料についても公社に移管しておくべきところ、互助組合に現預金として留保していたため、税務上の申告加算をしているものである。</p> <p>よって、当該資金は、単なる税務上の申告調整で済ませるのではなく、互助組合から公社に資金を移管すべきものとする。</p>	<p>互助組合の正味財産額の全額(41,652千円 平成20年度末)のうち、39,262千円を平成22年3月までに公社に移管した。</p> <p>組合員に貸付中の残る2,390千円は、平成22年4月に互助組合から公社へ債権譲渡し、公社への移管を完了させた。</p> <p>債権譲渡した貸付金についても平成22年度末までに組合員から完済させた。</p>	改善済
意見	20 (104)	公社におけるカフェテリアプラン制度の見直しと互助組合費用の負担について	<p>互助組合で採用されているカフェテリアプラン制度について、公社において福利厚生費として互助組合に一括支出されたものの一部が、その使用段階において過度な福利厚生であると判断され、個人の給与所得として税務上取り扱われていることから、組合員の負担割合をも含めて、公社としては早急にカフェテリアプラン制度について見直しが必要と考える。</p>	<p>カフェテリアプランは平成21年度で廃止し、廃止に伴い12,755千円(平成21年度執行額)の支出減となった。</p> <p>その他の互助組合事業についても、平成22年度中に「廃止」及び「公社の福利厚生事業に位置づけて実施」と整理する一方で、公社及び組合員との費用負担を折半とする慶弔給付事業及び東京都人材支援事業団の補助金を活用した元気回復事業を新たに開始した。</p>	改善済
意見	21 (106)	公社が実施する寄付について	<p>財団法人東京都道路整備保全公社の行うべき公益事業は、道路及び駐車対策の公益に資する事業であるが、公社の公益事業費の中には、道路及び駐車対策の公益とは直接的関係の薄い財団法人等への寄付が含まれている。</p> <p>今後は、公社の設立趣旨に合った、道路及び駐車対策に関する公益に資する寄付かどうか精査したうえで、寄付を行うようにされたい。</p>	<p>平成22年3月に公社の設立目的に合った支出基準を策定し、平成22年度から施行した。</p> <p>支出基準に基づき、年度ごとの寄付等については、平成22年度事業計画書から記載した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	5 (108)	「かちどき 橋の資料館」案内等に係る委託料の支払について	建設局の委託費の支払いについては協定書に記載のとおり、四半期ごとの公社からの請求に基づいて速やかに支払うように、支払い事務の適切な執行を徹底すべきである。また、公社においても請求しても入金がないものについては速やかに督促するような債権管理がなされていなければならない。	東京都、公社双方で、支払事務の進捗状況を確認するチェックリストを作成し、平成21年度第3四半期支払分より活用しており、支払事務の適切な執行を図っている。	改善済
意見	22 (113)	都立公園の指定管理者の選定対象の公園グループの分割について	<p>現状、都市部の公園グループの選定単位については、20公園（平成20年度以降に編入される公園を除く）であり、武蔵野の公園のグループは17公園である。協定金額は、年間で、都市部の公園グループは、約16億円、武蔵野の公園グループは約10億円という大規模の案件となっている。</p> <p>指定管理期間が5年で限りがあることと事業規模を考えると実施負担が大きいため、応募可能な事業者は限られることになると思われる。したがって、規模のメリットからくる経済性は必要であるが、今後はより多くの民間事業者の参入による競争性の確保という点にも配慮し、上記公園グループについてはいくつかの単位に分割して指定管理者の選定を行うことを検討されたい。</p>	<p>平成22年度に実施した指定管理者選定においては、引き続きスケールメリット、公園の機能や地理的条件などに考慮しつつ、より多くの民間事業者の参入によりさらなる競争性が確保されるよう、現在の都市部の公園グループを東部・南部・北部の3グループに、現在の武蔵野の公園グループを武蔵野と多摩部の2グループに分割し、下記スケジュールに基づき、指定管理者の選定を行った。</p> <p>平成22年4月27日 プレス発表(公募グループ・スケジュール等) 平成22年4月30日 募集要項・資料の発表 (第1期) 平成22年5月14日 募集要項・資料の発表 (第2期) 平成22年6月22日 申請受付締切 (第1期) 平成22年7月6日 申請受付締切 (第2期) 平成22年7月30日 選定委員会一次選定 (第1期) 平成22年8月11日 選定委員会二次審査 (第1期) 平成22年8月11日 選定委員会一次審査 (第2期) 平成22年9月8日 選定委員会二次審査 (第2期) 平成22年10月4日 指定管理者内定団体の決定</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	23 (120)	都立公園等の再委託契約における競争入札の導入について	<p>財団法人東京都公園協会が指定管理者として、再委託契約を結ぶ際に随意契約で行っている契約の中に、競争入札に付すことが可能な契約が多数あった。</p> <p>今後は、契約単位を集約し競争入札による経済性の視点を加え再委託費の節減に努められたい。</p>	<p>樹木剪定、枯損木処理など各公園で、計画的な発注が可能なものは、集約化して発注する。また、危険木処理や園路補修など、緊急性・迅速性をもって対応する維持管理は、作業工種をまとめた単価契約方式を導入する。複数の公園にまたがる契約の集約化など、競争入札を推進することで、競争入札による契約件数の増加を図る。</p> <p>平成22年度に発注する契約から上記の方針により実施した結果、全体に占める競争入札の件数及び割合が、平成20年度において129件、15.1%であったところ、平成22年度においては334件、41.6%に改善した。</p>	改善済
意見	24 (122)	庭園のライトアップの特命随意契約について	<p>昨今、ライトアップの事業については、対応が可能である事業者が増えてきており、従来のように、特命随意契約として継続して選定する意義に乏しくなってきた。</p> <p>毎年、事業者変更することは、運営上支障があるとしても、経済性の視点等からも、定期的に何社からかプロポーザルを受けて再選定することに努める必要がある。</p>	<p>浜離宮恩賜庭園において、プロポーザル方式を導入してきた実績を踏まえ、他の庭園でもより競争性が発揮される委託手法を採用することとし、平成22年度から、六義園、旧古河庭園のライトアップについても、プロポーザル方式での業者選定に切り換えた。</p>	改善済
指摘	6 (124)	上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託の特命随意契約について	<p>上野恩賜公園野外ステージの可動式屋根は固定式に変更されており、電源の老朽化については、部分補修により対応していることから、特命理由とするのは妥当とは言い難い。また、財団法人東京都公園協会が、都立公園の管理運営を行ってきた団体であり、管理・運営双方で実績があることを理由として、他の事業者が本業務に関して、履行可能であるのか否かの具体的な検討を全く行わないのは、委託先を決定する際の手続として不十分である。</p> <p>よって、上野恩賜公園野外ステージ管理業務委託については、通常のイベント会場の管理であることから、協会への特命随意契約を見直されたい。</p>	<p>上野恩賜公園における受付・案内業務委託と併せ、希望制指名競争入札により契約を行うこととし、平成22年2月に入札により、契約を締結した。</p>	改善済

平成21年度包括外部監査 監理団体の受託業務等及び当該業務に関連する建設局の事業の管理運営について

建設局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	25 (126)	上野恩賜公園野外ステージの委託内容の見直しについて	<p>上野恩賜公園野外ステージの管理業務委託は、ステージの実質的な稼働日数に関わらず、相当の金額で契約されている。</p> <p>また、委託業務内容はステージの稼働に直接かわらない日常業務とステージの稼働に直接かわる業務に分けることが可能である。</p> <p>よって、日常業務とステージ関連業務に区分した業務費用の算定、また委託業務の分離等の検討、さらにステージ関連業務については、稼働実績に鑑みた精算方式や契約・委託手法について検討し、委託費の節減に努められたい。</p>	<p>ステージの積算を例年の実使用回数より算出し、平成22年度の308日から平成23年度は130日と設定することで、委託費の節減に努めた。</p> <p>平成23年度契約の積算を上記内容により行った結果、平成22年度起工額27,194千円から平成23年度起工額23,353千円となり、前年度に比べて3,841千円の経費減(約14.1%減)となった。</p>	改善済
指摘	7 (129)	平成18年度の舎人公園トイレ補修工事の契約について	<p>トイレが使用不能となった時点で早急にその補修に着手したことは是としても、起案書・契約書・特命理由書等の文書は、その内容が事実とは異なるものであり、また契約締結も4か月も遅滞し、工事の竣工検査の書類にも不備がある。</p> <p>よって、緊急工事の事務手続きを周知徹底するため、緊急工事を含めた契約手続きの事務処理マニュアルを作成し、事務処理の適正化・迅速化を図られたい。</p>	<p>緊急工事の事務手続きを協会内部に周知徹底するため、緊急工事を含めた契約手続きの事務処理マニュアルを作成して、事務処理の適正化・迅速化を図り、協会内部に周知徹底を行った。</p> <p>今後とも、このマニュアルを活用し、事務処理の適正化・迅速化を図っていく。</p>	改善済
指摘	8 (130)	遊具の管理について	<p>財団法人東京都公園協会が管理している公園で、撤去された遊具の情報が都の保有する公有財産台帳と整合性が取れていないものがあつたので、都においては公有財産台帳の内容を実態と合わせ、管理の徹底を図られたい。</p>	<p>中川公園においては、すでに撤去されていた15基の遊具について、公有財産台帳から抹消した。</p> <p>他の公園の遊具についても、公有財産台帳の内容等を調査するとともに、工事の内容が遺漏なく台帳に反映されるべく、情報連絡の事務処理フローを再確認した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	26 (131)	都立公園等の予算管理について	<p>財団法人東京都公園協会の予算管理は、公園グループごとの都との契約ベースでの予算管理が中心で、個々の公園単位にまで細分化して実施されていない。</p> <p>協会は、競争入札による委託費の経済性の要求に十分対応できるようになるためにも、公園ごとの予算管理制度と原価計算制度を早期に確立しておくことが必要である。</p>	<p>委託業務のより一層の経済性及び品質管理の向上に資するため、システムも含めて財務制度を見直し、既存の予算管理に加え、多面的な予算管理・原価管理が行えるようにしていく。</p> <p>そのため、平成22年度から公園ごとの予算管理を実施している。</p> <p>また、公園ごとの予算管理、原価管理を効率的に行うため、平成23年度に財務会計システムの開発を完了し、平成24年度に新システムを稼働させる。</p>	改善中 一部改善済
意見	27 (133)	都立霊園の個人墓所の樹木の苦情処理と適正管理について	<p>平成14年12月5日に東京都公園審議会から出された青山霊園に関する答申において提案されている制度を実施することで、間接的に苦情処理と樹木管理の再委託にかかるコストの削減につなげ、現状の「都立霊園使用の手引」についても、制度の実施に合わせて、規約の改訂や追記などの見直しを検討されたい。</p>	<p>使用者が管理している樹木のうち、苦情になりそうな樹木については、使用者に連絡し是正を求めることによって、苦情の未然防止に取り組んだ結果、苦情件数が平成21年度の920件から、平成22年度は639件になり、281件減(30.5%減)となった。</p> <p>また、個人墓所の樹木管理のあり方について改善策を検討し、新たに「樹木の管理」の項目を設け、樹種や墓所間の樹木のあり方等を記載し、平成22年6月に「都立霊園使用の手引」を改定した。</p>	改善済
意見	28 (135)	都立公園等の指定管理業務における苦情・要望への対応について	<p>「都民のための公の施設」である都立公園等に寄せられる苦情・要望は、都民の声であることから、その情報を集約し共有化して、苦情の削減に努められたい。また、協会は苦情処理のための特別の対策費が増加しないよう、日常及び定期的実施する業務の中で苦情の発生を未然に防ぐようさらなる改善を実施されたい。</p>	<p>苦情・要望に対しては、引き続き協会の中で情報の可視化・共有化に努めるとともに、これまで以上に原因の分析を行い、管理の適正化につなげるよう、更なる活用を図る。</p> <p>特に苦情・要望が多い「樹木」「施設」「接遇」については、苦情・要望発生の予防という観点から、センター長会議や苦情・要望情報処理システムを活用し、情報の共有化を図るとともに、日々の巡回や定期的な点検において、適宜必要な対策を実施することで、苦情・要望の発生予防対策を強化している。</p> <p>平成22年度は、苦情・要望件数を前年度対比1割減を目標として取り組んだ結果、平成21年度の6,121件から、平成22年度は5,222件になり、14.7%の減少を達成した。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	29 (138)	河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託契約の業務内容ごとの分割について	<p>河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理業務委託契約は、調節池管理業務、防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の三つの業務を一つの契約にまとめたものである。</p> <p>全く異なる複数の業務を一括して委託することは、契約の透明性を欠く行為であり、異なる業務間での予算流用を可能とすることからも、少なくとも調節池管理業務と防災船着場等管理業務及び水上バスの保守管理業務の二つは分割するなど、個々の業務ごとに契約は分割すべきと考える。</p>	<p>平成22年4月に、①調節池管理②防災船着場等管理③水上バス保守管理の3つに分割した契約を締結した。平成23年度についても、同様に、分割して契約を締結した。</p>	改善済
意見	30 (141)	長期的な修繕計画を検討し修理費用を契約に織り込むべきものについて	<p>アセットマネジメントの観点からも、個々の防災船着場や水上バスの状況から今後ライフサイクルにわたって見込まれる修理費用等を長期的に予測してそれに基づいた計画的な支出をしていくことは、資産を更新するか否かの意思決定や、全体として維持費用を抑えるためには必要なことである。今後、蓄積した補修の状況等を分析して、長期的な修繕計画を検討し、それを適切に契約に織り込んでいく必要がある。</p>	<p>防災船着場については、これまでに蓄積した補修実績や点検結果を整理するとともに、各防災船着場の経年数などを考慮し、平成22年10月に今後の修繕方針を作成し、平成23年度の保守契約に織り込んだ。</p> <p>水上バスについては、港湾局の船舶の修繕方針などを参考にして、関東運輸局の整備基準、各部品の劣化状況などを勘案し、平成22年11月から平成23年3月に行った水上バスの保守点検を踏まえ、平成23年3月に今後の修繕方針を作成し、平成23年度の保守契約に織り込んだ。</p> <p>修繕方針については、補修実績や点検結果などにより、必要に応じて修正し、今後の維持経費の把握に役立てる。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	31 (150)	東京水辺ラインの公益的事業のより強力な振興について	<p>東京水辺ライン事業では、より公共性や公益性の強い事業と考えられるリバーガイドボランティア育成、総合学習、テクニカルツアー等の開催は事業規模に比して十分とは言い難い。より公的機関として推進していくべき事業を認識し、盛り上げていくべきと考える。</p> <p>今後、リバーガイドボランティアやテクニカルツアー等の事業に関して、積極的に告知する等の更なる振興が望まれる。また総合学習の利用に関しては、より多くの学校に利用してもらうため教育庁や教育委員会にも働きかけるなど方策を講じていくべきと考える。</p>	<p>より公共性や公益性の強い事業について、以下のとおり振興を図り、広報を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育庁への働きかけ 平成22年度、平成23年度の5月に、建設局から教育庁、教育委員会及び都内の各小学校に対し、総合学習における水上バスの利用の働きかけを行うとともに、水上バスを活用した見学ルートの提案等を行った。その結果、平成21年度の20校、1,882人の利用実績に対し、平成22年度は28校、2,824人、平成23年度は45校、4,431人に利用学校数及び人数が拡大した。 2 リバーガイドボランティア、テクニカルツアーの拡充 リバーガイドボランティアの活用を助け、育成に努めた。また、テクニカルツアーについては、首都大学東京との連携等により、参加者を広く募った。 3 ホームページ掲載など広報活動の拡大 平成23年4月から、東京水辺ライン事業のホームページを改正した。東京水辺ライン事業について、新サイトとして独立させ、アクセスしやすくするとともに、東京水辺ラインが行う公益事業についても、事業を紹介する見出しを設け、効果的にPRを行う内容とした。また、都庁記者クラブへのプレス発表などについても、積極的に行った。 4 その他の公益事業の拡充 意見32に記載。 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	32 (150)	水上バスの運航 (東京水辺ライン) の見直しについて	<p>東京水辺ライン事業全体のコンセプトに公益性はあるというものの、個別には、多くの航路が民間事業者と競合している。また、当該事業のみを切り出してみたときに、都と協会をあわせて相当の負担を強いられているのが現状である。それを踏まえ、水上バスを利用した公益的事業をより強力に推進するために、収支バランスを考慮しながらどのように事業を展開していくか、建設局は改めて、事業のありかたを検討すべきである。</p>	<p>発災時に人員や物資の輸送を行う水上バスについて、その本来目的である防災用船舶としてのPRを行うとともに、水上バスの平常時利用について、定期便の再構築と公益事業の拡充の観点から、以下の見直しを行った。</p> <p>1 定期便の取扱い 定期便については、公益事業の拡充との均衡を計りながら、全体的な便数を減らした上で、ニーズに合わせて、新たに発着を開始した浅草(二天門)とお台場間などの集客力のある便を増便する改正を行った。 関東運輸局との事前協議を平成22年10月から行い、許可手続を踏まえ、平成23年7月から新ダイヤに移行した。</p> <p>2 公益事業の取扱い 防災、教育、福祉、観光の各分野における都の施策とも連携した公益事業について、対応策を策定後、関係機関との調整を踏まえ、平成22年度第2四半期から実施した。</p> <p>【公益事業の主な具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災 各区、警察等と連携した帰宅困難者輸送訓練の実施 (平成22年度10回実施、546名参加) ・教育 港区、産業技術大学院と連携した小学生による水上バスの広告ポスター作成 (港区在住の親子38名参加) ・福祉 段差解消機を導入し、車椅子利用者の乗船促進 (平成23年2月導入後、平成24年2月末までに37名が乗船) ・観光 各区と連携した舟運の社会実験の実施 (計157便、4,963名乗船) 	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	33 (151)	水上バスの運航及び保守業務について、協会から民間事業者への委託契約の透明性及び競争性の確保について	<p>法定の船舶定期検査は日常の船舶管理とは異なり、平常時の船員配乗等を行う者と必ずしも同一の事業者でなければならないということはないため、船舶定期検査業務に関し、委託先を全く見直さないのは契約の透明性及び競争性を欠くものと思われる。</p> <p>当該船舶定期検査の経費は建設局から協会に随意契約している「河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理委託」の実費となることもあり、できる限り経済性を追求すべきことからしても、船員配乗等を行っている事業者に限ることなく、入札等により、定期的に事業者を見直すことが必要である。</p>	<p>「船舶定期検査業務」に関して、「船員配乗管理及び船舶管理業務」を行っている業者に限ることなく事業者を見直すよう、公園協会を指導した。</p> <p>公園協会では、平成22年度に発注する契約から、以下の手順により「船舶定期検査業務」に関して競争入札を導入した。</p> <p>平成22年5月 仕様書の検討・確定 平成22年6月 業者指名発注 ※東京都に登録している造船会社（造船業の許可または登録がある会社）のうち東京都にドックがある会社を複数社選定して発注 平成22年7月 入札</p> <p>平成23年度についても、同様のスケジュールにより、平成23年7月に入札を行った。</p> <p>なお、入札の導入により、平成21年度62,567,473円（特命）に比して、平成22年度56,490,000円、平成23年度51,975,000円と、契約金額が削減した。</p>	改善済
指摘	9 (154)	河川管理者である建設局が速やかに対処すべき巡回調査報告事項について	<p>第五建設事務所管内の巡回調査報告書（月報）を確認したところ、30地区のうち15地区は一年間、毎週ほぼ同じ指摘と写真が報告されていた。</p> <p>隅田川水辺環境保全業務委託での巡回調査の結果、受託者である財団法人東京都公園協会から提出された、救命具等の不備の報告に関し、河川管理者である建設局が速やかな対応を図ることは、水辺の安全確保の観点から強く要請されるものであり、建設局は必要な措置を速やかに講じるべきと考える。</p>	<p>指摘があった救命具は、平成21年7月（包括外部監査実施時期）までに8箇所中6箇所について対応済みであり、残り2箇所についても、平成22年1月に対応を終えた。</p> <p>平成22年度以降も、協会から提出された報告に基づき、緊急性等を考慮したうえで、より速やかな対応に努めている。</p>	改善済

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	34 (157)	土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託について	<p>財団法人東京都公園協会の平成20年度の土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託事業の正味財産増減計算書は、差引き15百万円の正味財産の増加となっている。</p> <p>平成20年度の正味財産増加の原因は、常勤7名、臨時職員1名体制の計画で契約がなされているのに対し、常勤5名、非常勤1名、臨時職員2名の体制となり、給与諸手当を含む報酬額が大幅に減少していることによるものである。</p> <p>土砂災害警戒区域等指定に係わる業務は、本来都が直接実施すべき事務であり、行政の立場で公平性及び公正さを確保しつつ履行されるべき業務であることから協会に特命随意契約されている。このことから、都と協会とは、柔軟に契約変更を行うなど、適切に対応すべきであると考えます。</p>	<p>多額な正味財産の増加が生じることのないよう、公園協会に対し、執行状況の報告を求めるとともに、必要な協議を行って、柔軟に契約変更を行うなどの対応を行った。</p> <p>また、本業務委託の執行にあたっては、業務に必要なとなる所要人員を適正かつ確実に確保するよう公園協会を指導し、平成22年度及び平成23年度の契約に際しては所要人員に見合った契約内容とした。さらに、契約内容の履行を確保するため、業務の進行管理を強化することとした。</p> <p>平成20年度の正味財産増加額については、土砂災害警戒区域等指定の事業に資するよう公園協会を指導しており、平成22年度及び平成23年度については防災グッズ及びパンフレットの配布、パネル作成、土砂災害警戒区域図の作成を行った。</p>	改善済
指摘	10 (159)	協会の請求書発行の遅滞について	<p>都では、速やかな履行確認を行い、協会に対し請求書の発行を指示されたい。また、都の担当者による請求受付状況のチェックを行い、協会に対し、遅滞の無い請求を促されたい。</p> <p>協会では、遅滞なく請求書を発行できるよう、当該業務のマニュアルの整備を行い、周知徹底を図るとともに、適正な会計処理の観点からの指導徹底を図られたい。</p>	<p>東京都側は、今後とも速やかに履行確認を行い、請求書の発行を指示するとともに、請求書の受領確認チェックを徹底することで、遅滞なく請求を促していく。そのため、所内にて関係部署に対して、指導を行い、年度当初の課長会では、改めて関係部署へ周知するとともに事務担当者への指導を引き続き行っていく。</p> <p>協会側は、平成22年3月に当該業務のマニュアル整備を行い、遅滞なく請求書を発行できるよう周知徹底を図るとともに、適正な会計処理の観点から事務を遂行するよう事務担当者への指導を徹底した。</p>	改善済